



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年1月12日(金) 第9565号

目次

ページ

告 示

○土壌汚染対策法による区域指定(環境保全課)	2
○同	2
○土壌汚染対策法による区域指定の解除(同)	2
○解除予定保安林(森林保全課)	3
○保安林の指定施業要件の変更予定(同)	3
○急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	3
○都市計画道路の変更に係る縦覧(都市計画課)	4

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民生活課)	4
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(同)	5
○同	5
○肥料の登録有効期間の更新(技術支援課)	6
○土地改良区役員の退任の届出(農村整備課)	6
○土地改良区清算人の就任の届出(同)	7
○土地改良事業計画の変更に係る縦覧(同)	7
○土地改良事業の換地計画の決定に係る縦覧(同)	7
○都市計画事業の認可(都市計画課)	8

企業管理規程

○群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程(財務課)	9
----------------------------	---

■ 告 示

◎群馬県告示第3号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成30年1月12日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 指定する区域 邑楽郡大泉町大字吉田字本郷1207番1の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類
 - (1) 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 六価クロム化合物
 - (2) 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称 六価クロム化合物
- 3 講ずべき指示措置 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

◎群馬県告示第4号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成30年1月12日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 指定する区域 邑楽郡大泉町大字吉田字本郷1207番1の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類
 - (1) 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 六価クロム化合物並びにセレン及びその化合物
 - (2) 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称 鉛及びその化合物

◎群馬県告示第5号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、平成30年群馬県告示第4号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部について、当該指定を次のとおり解除する。

平成30年1月12日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 解除する区域 邑楽郡大泉町大字吉田字本郷1207番1の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類
 - (1) 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準に適合しなかった特定有害物質の名称 六価クロム化合物並びにセレン及びその化合物
 - (2) 規則第31条第2項の基準に適合しなかった特定有害物質の名称 鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

◎群馬県告示第6号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成30年1月12日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 解除予定保安林の所在場所 渋川市赤城町津久田字美坂3358の4、3358の5、3359の4、3359の5、3360の5から3360の8まで
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 農道用地とするため

◎群馬県告示第7号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成30年1月12日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 吾妻郡草津町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
草津町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び草津町役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第8号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

平成30年1月12日

群馬県知事 大澤 正 明

中棚地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱8号と1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱を設置した土地の地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
1	甘楽郡	南牧村	六車	中棚	51番1
2	同	同	同	同	110番1
3	同	同	同	同	109番1
4	同	同	同	同	甲108番
5	同	同	同	同	103番1
6	同	同	同	同	89番1
7	同	同	同	同	72番4
8	同	同	同	同	56番1

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課及び群馬県富岡土木事務所において縦覧に供する。

◎群馬県告示第9号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、前橋都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年1月12日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋都市計画道路 (1) 3・4・46号 赤城山線 (2) 3・4・31号 三俣下小出線
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 3・4・46号 赤城山線
変更する部分 前橋市北代田町、下細井町及び上細井町地内
 - (2) 3・4・31号 三俣下小出線
変更する部分 前橋市北代田町地内
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県前橋土木事務所及び前橋市都市計画部都市計画課

■ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成30年1月12日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成29年12月26日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ラッポルティ
- 3 代表者の氏名 木村悦子
- 4 主たる事務所の所在地 高崎市浜尻町209番地3新井ハイツI102号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、きもの文化振興活動、まちづくり及び地域経済活動等のボランティア活動に関する事業を行い、社会に貢献する事を主たる目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成30年1月12日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成29年12月26日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人MINNAなんもく
- 3 代表者の氏名 佐俣勝太郎
- 4 主たる事務所の所在地 甘楽郡南牧村大字大日向1510番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、自分たちの村は自分たちでつくるという信念のもと、村民と行政との協働を発展させ、介護、福祉を中心とした指定管理者等公の施設の運営・管理に関する事業を行うとともに、雇用の場を提供する事業、地方創生に関する事業を行うことにより、南牧村の人口減少、高齢化、担い手不足等の課題解決に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成30年1月12日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成29年12月26日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人星の里
- 3 代表者の氏名 前川知三
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市富士見町引田516番地106
- 5 定款に記載された目的 この法人は、在宅で援助が必要な障害児（者）や高齢者およびその家族に対して、在宅生活全般にわたって、地域に根ざしたサービスを提供し、すべての人が生き生きと暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

肥料取締法（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録有効期間を更新したので、法第16条第1項の規定により公告する。

平成30年1月12日

群馬県知事 大澤 正 明

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	有効期限
群馬県登録第10005号	乾燥菌体肥料	新進7.5乾燥菌体肥料	窒素全量7.5 りん酸全量3.5	法第3条第1項の規定による公定規格のとおり	株式会社新進 東京都千代田区外神田一丁目18番19号	平成33年1月8日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により次のとおり土地改良区役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成30年1月12日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
小泉泉沢	理 事	退 任	奥木徹弥	吾妻郡東吾妻町大字新巻774番地
	同	同	佐藤勉	同 同 同 886番地1
	同	同	白石好太郎	同 同 大字小泉373番地
	同	同	諸田栄	同 同 同 650番地
	同	同	齊藤哲男	同 同 同 870番地2
	同	同	寺嶋治	同 同 同 960番地
	同	同	石坂進	同 同 大字泉沢甲303番地
	同	同	青木喬	同 同 同 876番地
	同	同	塚田貢	同 同 同 1037番地
	同	同	青木金治	同 同 同 1227番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により次のとおり清算法人小泉泉沢土地改良区清算人の就任の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成30年1月12日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良区名	清算人 監事 の別	区 分	役 員 氏 名	住 所
小泉泉沢	清算人	就 任	奥木徹弥	吾妻郡東吾妻町大字新巻774番地
	同	同	佐藤勉	同 同 同 886番地1
	同	同	白石好太郎	同 同 大字小泉373番地
	同	同	諸田栄	同 同 同 650番地
	同	同	齊藤哲男	同 同 同 870番地2
	同	同	寺嶋治	同 同 同 960番地
	同	同	石坂進	同 同 大字泉沢甲303番地
	同	同	青木喬	同 同 同 876番地
	同	同	塚田貢	同 同 同 1037番地
	同	同	青木金治	同 同 同 1227番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により県営赤城西麓北上野土地改良事業計画を変更したいので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成30年1月12日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 縦覧に供する書類 変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成30年1月15日から2月9日まで
- 3 縦覧に供する場所 渋川市役所

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法第52条の2第1項の規定により次のとおり土地改良事業の換地計画を適当と決定したので、同法第96条において準用する同法第52条の2第4項において読み替えて準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成30年1月12日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 土地改良事業の名称及び地区名 海老瀬土地改良事業一人施行 海老瀬地区
- 2 事業主体 坂田輝雄
- 3 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 4 縦覧に供する期間 平成30年1月15日から同年2月9日まで
- 5 縦覧に供する場所 板倉町役場

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定により、平成29年12月28日国土交通省関東地方整備局長が都市計画事業を認可した旨の告示（平成29年関東地方整備局告示第313号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年1月12日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画事業の種類及び名称 伊勢崎都市計画道路事業 3・4・69号 上矢島米岡線及び3・4・62号 境中央通り線
- 2 施行者の名称 群馬県
- 3 事務所の所在地 前橋市大手町一丁目1番1号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 伊勢崎市境東字町並、字町並南及び字二枚橋、境栄字二枚橋及び字本郷並びに境米岡字新屋敷及び字沼端地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成29年12月28日から平成36年3月31日まで

■ 企業管理規程

群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成三十年一月十二日

群馬県企業管理者 関

勤

群馬県企業管理規程第一号

群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程

群馬県企業局財務規程（昭和三十九年群馬県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三百三十二条の九第三項に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる入札については、当該入札を執行する前に予定価格を公表することができる。

一 不動産又は物品の売払いに係る一般競争入札

二 前号に掲げるもののほか、収入の原因となる入札で別に定めるもの

第三百三十二条の九第四項ただし書を次のように改める。

ただし、前項ただし書に定めるもののほか、収入の原因となる随意契約で別に定めるものに係る予定価格については当該随意契約の締結の前に、入札で契約事務の公正化等のため別に定めるものに係る予定価格については当該入札に係る契約の締結の後に、これを公表することができる。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
